

別冊資料

平成22年度第2回

福島町国民健康保険運営協議会

《報告第1号》

平成22年10月20日

福島町

福島町国民健康保険の財政推計と税率改正の方向性について

○ はじめに

福島町国民健康保険の税率は、平成 20 年度に後期高齢者医療制度の導入があり、また当時の累積赤字に対して収支のバランスをとることを目的として、税率及び限度額の一部改正を行いました。

平成 20 年度の改正の際、数年後の税率の抜本的改正への考え方も示しているため、近年の財政収支の推移と平成 24 年度までの財政推計をしたうえで、税率改正の必要性あるいは可能性を探り、税率改正等への方向性を検討したので報告します。

なお、検討した課題等は次のとおりです。

- I、財政収支の推移
- II、保険税の賦課収納状況
- III、財政推計のポイントとその設定
- IV、収支の見通し
- V、管内各市町との比較
- VI、改正を含めた考え方
- VII、税率改正等の方向性

〔参考〕 平成 20 年度の税率改正について

平成 20 年度に行った税率改正は次のとおりであります。当時は、後期高齢者支援分が新設され、それまで改正が遅れがちで調整交付金の減額（ペナルティ）の対象となっていた限度額についても国基準と同額となりました。

改正前	区分	医療費分	介護分	後期高齢分	計
	所得割	13.00%	1.38%		14.38%
	資産割	60.00%			60.00%
	均等割	30,000円	9,000円		39,000円
	平等割	36,000円			36,000円
	限度額	53万円	9万円		62万円



改正後	区分	医療費分	介護分	後期高齢分	計
	所得割	10.00%	2.70%	3.00%	15.70%
	資産割	50.00%			50.00%
	均等割	24,000円	12,000円	10,000円	46,000円
	平等割	32,000円			32,000円
	限度額	47万円	9万円	12万円	68万円

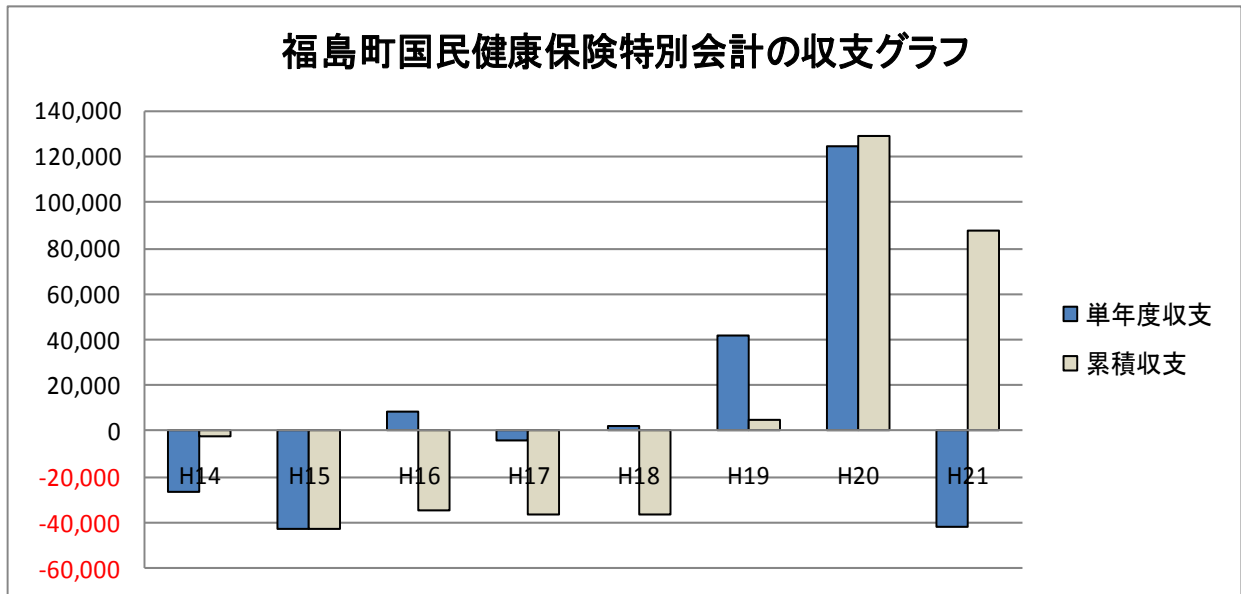
比較増減	区分	医療費分	介護分	後期高齢分	計
	所得割	-3.00%	1.32%	3.00%	1.32%
	資産割	-10.00%	-	-	-10.00%
	均等割	-6,000円	3,000円	10,000円	7,000円
	平等割	-4,000円	-	-	-4,000円
	限度額	-6万円	±0	12万円	6万円

I 財政収支の推移

国保の収支は、平成 15 年度までの赤字の影響で平成 18 年度まで累積赤字となっていました。平成 19 年度に退職振替効果等が表れて黒字に転換し、平成 20 年度には老人保健から後期高齢者医療制度への切り替えによる差額の減（4 千万円）、医療費の減（4 千万円）、同様に共同事業拠出金の減（3 千万円）等により、約 1 億 2 千万円の黒字となりました。

平成 21 年度の単年度収支は約 4 千万円の赤字であり、平成 21 年度末の累積収支は 8,700 万円余りの繰り越しとなっています。

(単位：千円)

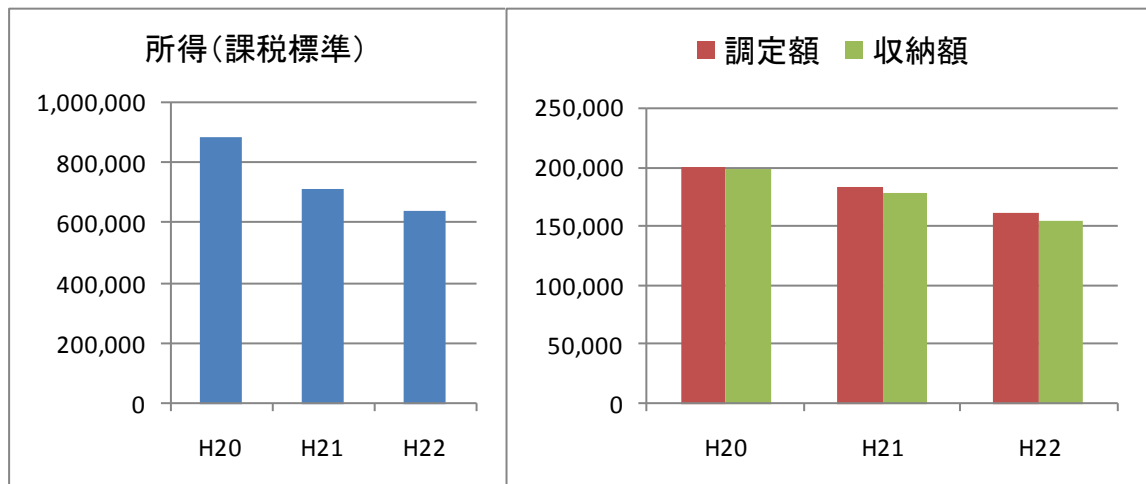


Ⅱ 保険税の賦課・収納状況

◆所得（所得割の課税標準）の推移、当初調定額、収納額の推移 （単位：千円）

区 分	H 2 0	H 2 1	H 2 2
所得割の課税標準額	8 8 9, 9 4 8	7 1 2, 5 0 8	6 4 4, 4 8 7
当初調定額 （現年＝医療一般・退職・ 介護分・後期分）	1 9 9, 5 0 0	1 8 2, 0 8 0	1 6 1, 7 6 9
収 納 額（現年）	1 8 4, 7 8 1	1 6 9, 4 2 3	1 4 8, 8 2 7
	収納率	93.58%	93.44%
	（滞繰）	1 2, 8 2 0	8, 2 1 4
計	1 9 7, 6 0 1	1 7 7, 6 3 7	1 5 3, 8 2 7

（単位：千円）



国保会計の根幹をなす国保税については、所得割の賦課基準となる金額が2カ年平均で1億円以上（H20→H21は△1.7億円、H21→H22は△7千万円）減少しています。

被保険者数が年間100人ほど減っているほか、漁業不振や景気動向にも影響を受けているものと類推されます。

これに連動して、調定額も年間2千万円程度（H20→H21は△1.7千万円、H21→H22は△2千万円）の減少となっています。

収納額は、現年が93%以上をキープ（H22は92%想定）しているほか、滞納繰越分も含めて年間2千万円程度（H20→H21は△2千万円、H21→H22は△2.1千万円）の減少傾向となっています。

Ⅲ 財政推計のポイントとその設定

財政推計のポイントとなるのは、歳出では保険給付費、歳入では国保税、国・道支出金です。これらを、過去の推移等をもとに考えられる数値等を見込み、財政推計を行いました。

1 歳出

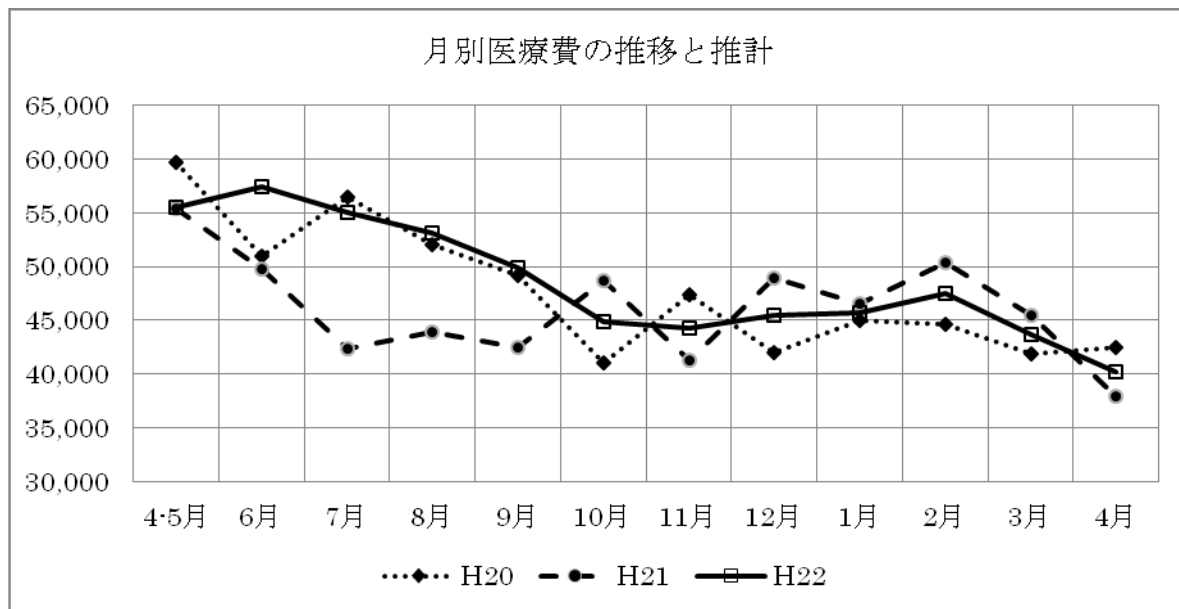
(1) 保険給付費

H20～H22の医療費の推移(一般+退職)

(単位:千円)

支払月	4-5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
H20	59,709	50,982	56,469	52,020	49,177	41,072	47,325	41,976	44,970	44,688	41,914	42,447	572,749
H21	55,368	49,738	42,341	43,889	42,470	48,642	41,281	48,915	46,502	50,363	45,495	37,951	552,955
H22	55,509	57,413	55,060	53,057	49,925	44,857	44,303	45,446	45,736	47,526	43,705	40,199	582,735

→H22の10月以降は、H20とH21の平均値と推計



ア、医療費の傾向等

保険給付費は、平成20年度の場合の支払月で4・5月から9月(診療月2月～7月)までの給付費が高い状態で10月以降は4千万円台となっています。

平成21年度は、4・5月と2月に5千万円を超えています。他の月は4千万円台です。

このように、保険給付費は、その月によって大きく変化する可能性があります。

イ、平成22年度の推計

平成22年度は、8月支払分まで月5千万円を超える額となっています。今後の給付費の推計については、極端に多くもまた少なくも見積もることができませんが、年度の後半においては比較的医療費が安定する傾向があるため、前2ヶ年の平均額と想定します。

ウ、H23、H24年度の推計

H23、H24年度の保険給付費は、H20～H22年度の3カ年の平均値と同額と想定します。

(2) 諸支出金

国庫負担金の過年度過誤納還付金であり、単年度収支が赤字であっても返還金が生じる場合があるため一定額を設定します。

(3) その他の科目

そのほかの科目については、大きな変動はありません。

2 歳入

(1) 国保税はH22当初調定額（現年）の92%を見込みます。H23以降は2ページのグラフから見て、さらに下降する可能性が否定できませんが、敢えて同額を見込みます。ただし、滞納繰越分の収入は各年度500万円を見込みます。

(2) 国庫支出金については、給付費に対し国庫負担金34%、調整交付金9%のルール分のほか、ここ数年の増額分（特別事情分等）を見込みます。

(3) 道支出金についても7%のルール分と、ここ数年の増額分を見込みます。

(4) その他の科目は、ルール分を見込みますが、繰越金は翌年度歳入計上として想定します。

3 留意すべき要素

(1) 保険給付費では、特殊高度な医療対象者が多数出現した場合に大幅増となり、一気に累積赤字となる危険性をはらんでいます。

(2) 国保税は毎年の賦課状況により見込額が大幅に変わります。経済の停滞状況にある中、保険税の所定額の確保が課題となります。

(3) 国庫や道支出金は、ここ数年ルール分より相当額（2500万円ほど）多く入ってきていますが、これが「健全経営」に対する特例的扱いのものであれば、今後の交付額の影響が懸念されます。

IV 収支の見通し

1 財政推計

H22年度からH24年度までの単年度収支は赤字が見込まれますが、繰越金の効果もあって平成24年度末には約2,700万円の黒字という推計です。

右表の収支見込み下段の「単年度収支」は、前年度繰越金と当年度繰越金とを比較したものです。

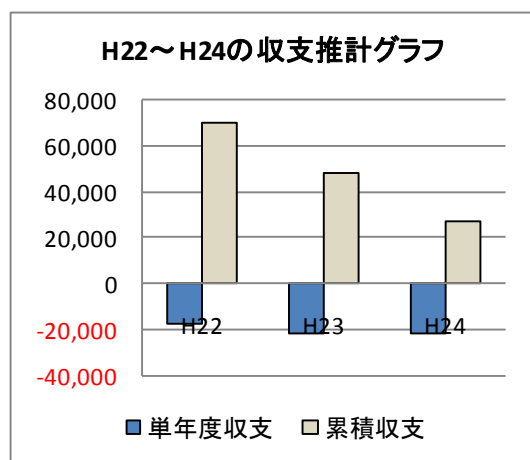
下のグラフでも分かるように、累積収支が年々減少していくものと推計されます。

収支見込み

(単位:千円)

区 分		H22	H23	H24
歳入	国民健康保険税	153,827	153,827	153,827
	使用料及び手数料	140	140	140
	国庫支出金	253,850	243,870	243,530
	療養給付費交付金	39,164	31,916	31,916
	前期高齢者交付金	151,426	151,000	151,000
	道支出金	70,781	69,410	69,410
	共同事業交付金	109,245	109,245	109,245
	繰入金	62,072	60,084	60,084
	繰越金	87,536	70,214	48,376
	諸収入	947	981	981
	計(A)	928,988	890,687	868,509
歳出	総務費	6,760	6,646	6,646
	保険給付費	582,735	569,480	569,480
	後期高齢者支援金等	81,568	82,012	82,012
	前期高齢者納付金等	134	161	161
	老人保健拠出金	2,326	1,010	0
	介護納付金	39,902	39,000	39,000
	共同事業拠出金	126,084	126,084	126,084
	保健事業費	3,745	5,217	5,217
	諸支出金	12,819	10,000	10,000
	前年度繰上充用金	1	1	1
	予備費	2,700	2,700	2,700
	計(B)	858,774	842,311	841,301

(単位:千円)



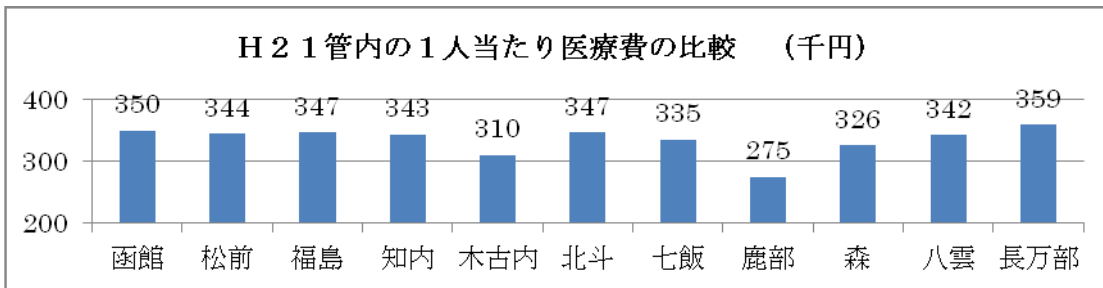
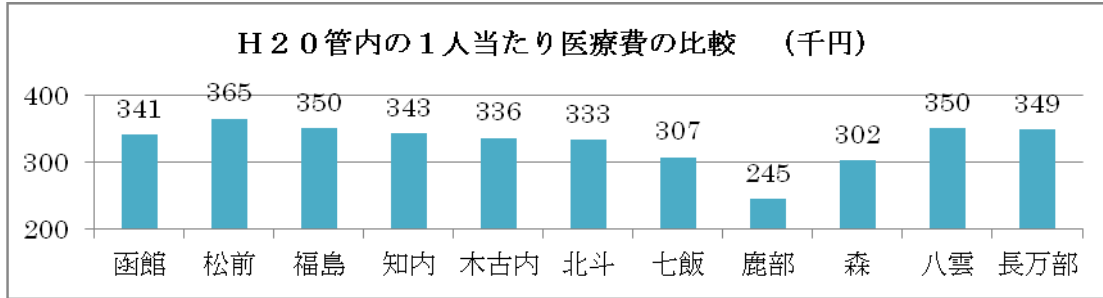
差引収支(A-B)	70,214	48,376	27,208
-----------	--------	--------	--------

単年度収支	-17,322	-21,838	-21,168
-------	---------	---------	---------

V 管内各市町との比較

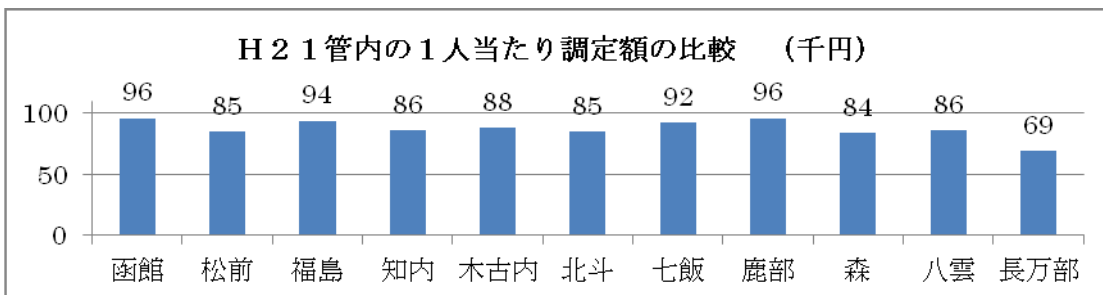
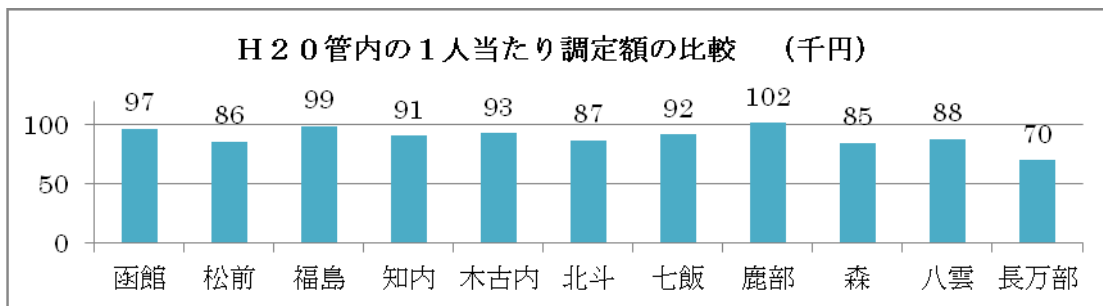
1 1人当たり医療費の比較

当町の1人当たり医療費は、H20、H21年度と管内でも高い位置で推移しており、保険者としての規模が小さいために、脳血管疾病、人工透析、心疾患患者等の高度・重度な医療患者が少し増えただけでも財政に与える影響が極めて大きくなる傾向にあります。



2 1人当たり調定額の比較

国保税の1人当たり調定額でも当町は高い位置にあります。また、平成21年度は、管内でも全体的に調定額が下がっています。



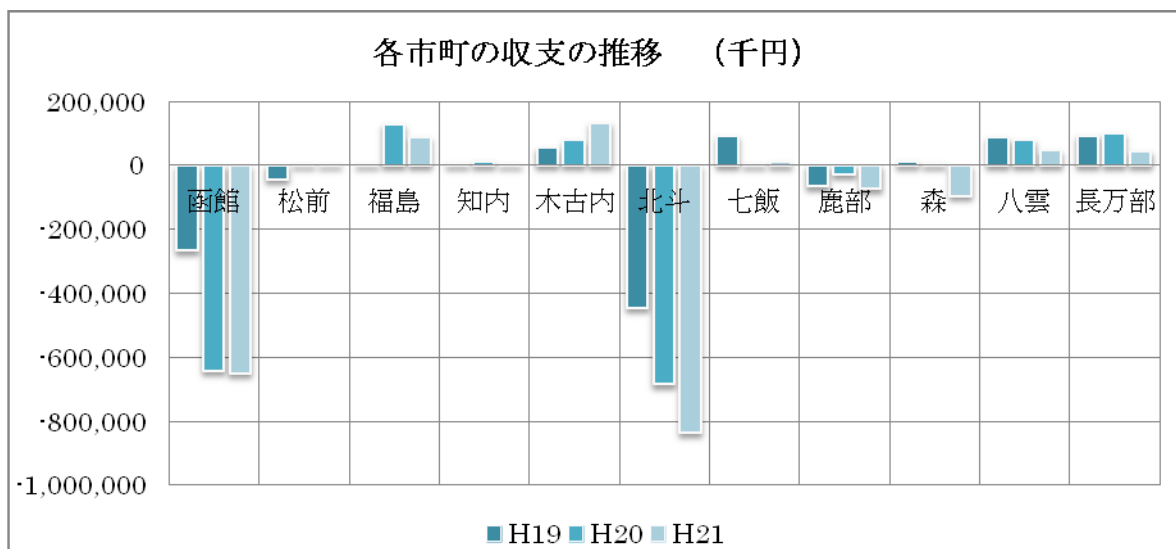
3 管内市町の収支の比較

過去3カ年にわたり、黒字を続けているのは6町、赤字を続けているのは3市町です。松前町はH20年度に黒字転換、森町はH21年度に赤字転落となっています。

●各市町の収支の比較(H19~21)

単位:千円

	函館	松前	福島	知内	木古内	北斗	七飯	鹿部	森	八雲	長万部
19	-266,879	-44,182	4,688	6,735	54,297	-445,489	91,866	-66,714	12,479	86,563	93,365
20	-642,184	4,084	129,190	12,922	77,812	-685,562	4,755	-29,108	7,254	79,693	100,633
21	-650,012	1,539	87,537	3,326	131,942	-835,705	10,374	-74,190	-95,552	45,853	44,179



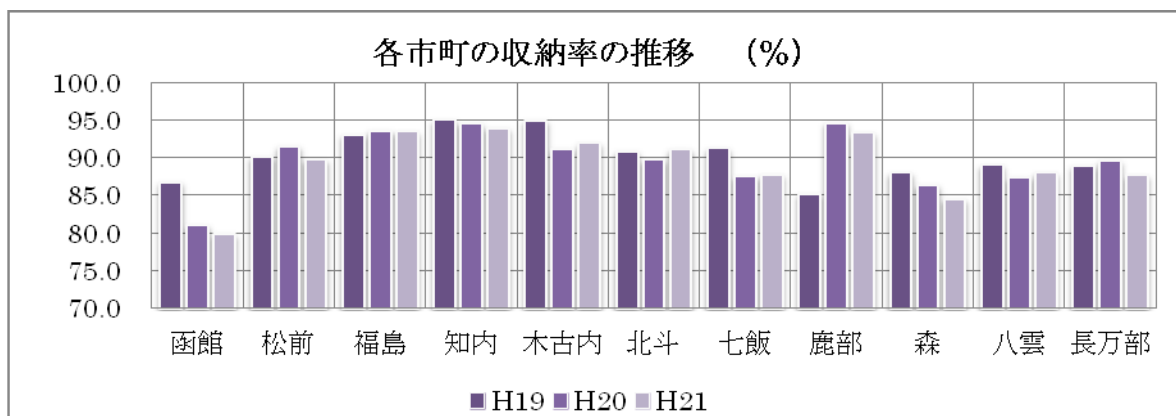
4 管内市町の収納率の比較

過去3年間93%以上を確保しているのは福島、知内の2町だけであり、過去3年とも90%を割り込んでいるのは4市町となっています。

●各市町の保険料(税)収納率(現年)

単位:%

区分	函館	松前	福島	知内	木古内	北斗	七飯	鹿部	森	八雲	長万部
19	86.7	90.1	93.0	95.0	94.9	90.8	91.2	85.2	88.0	89.0	88.9
20	81.0	91.4	93.6	94.6	91.1	89.7	87.5	94.6	86.4	87.3	89.5
21	79.8	89.7	93.4	93.9	91.9	91.1	87.8	93.3	84.5	88.0	87.6



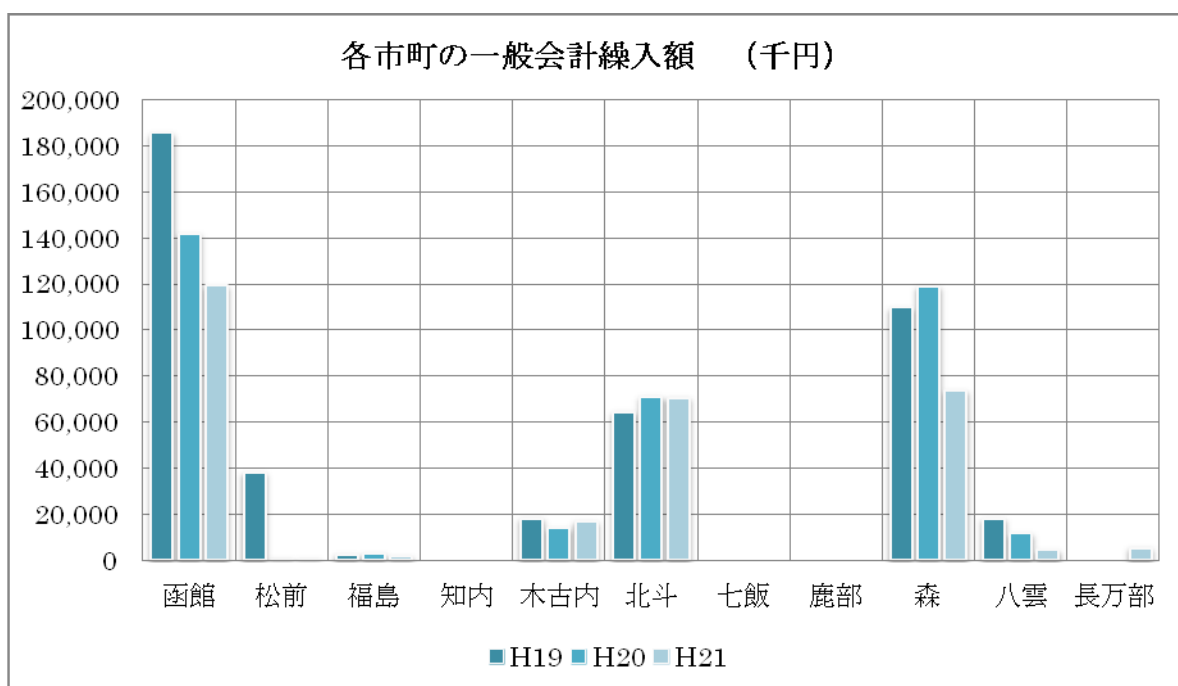
5 一般会計からの繰り入れ状況の比較

管内各市町の、いわゆるルール分を除く単独事業（乳幼児・ひとり親・身体障害者医療、インフルエンザ接種事業等）と赤字補てん分を含めた一般会計繰入金は、次のとおりです。

●各市町の一般会計繰入額（単独事業及び赤字補てん分を含む）

単位：千円

	函館	松前	福島	知内	木古内	北斗	七飯	鹿部	森	八雲	長万部
19	185,861	38,354	2,552	0	18,327	64,646	0	0	109,932	18,237	0
20	142,080	686	3,029	0	14,052	71,252	0	0	119,195	11,721	0
21	119,519	171	1,769	0	17,085	70,840	0	0	74,002	4,482	5,556

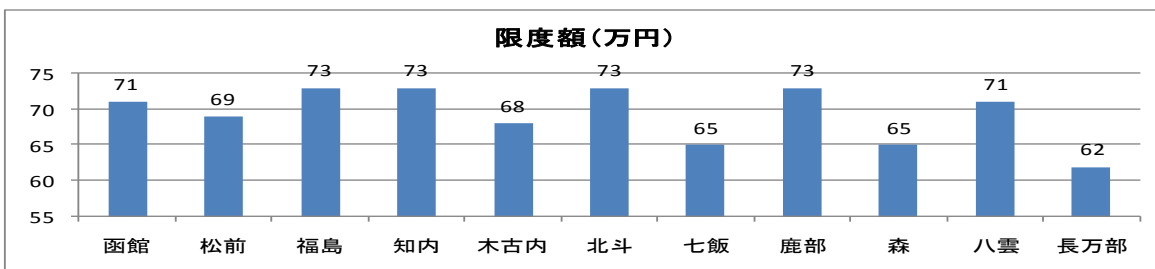
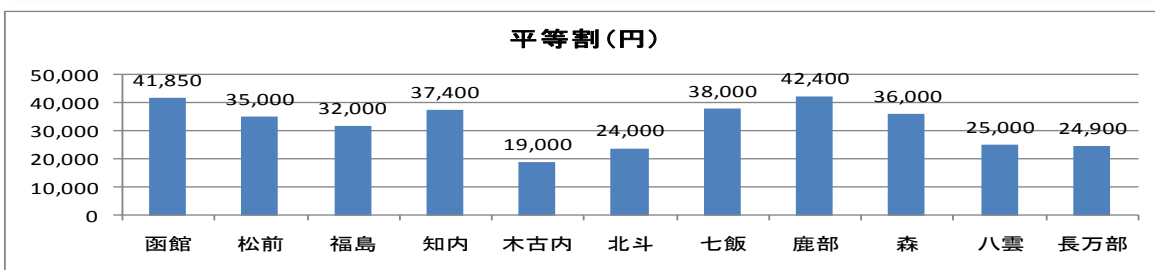
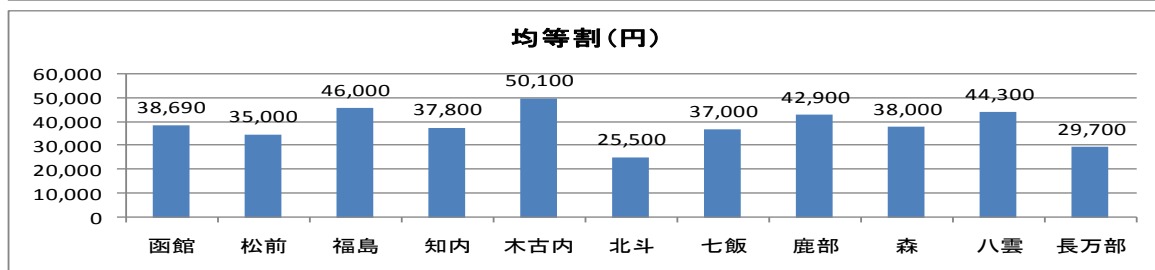
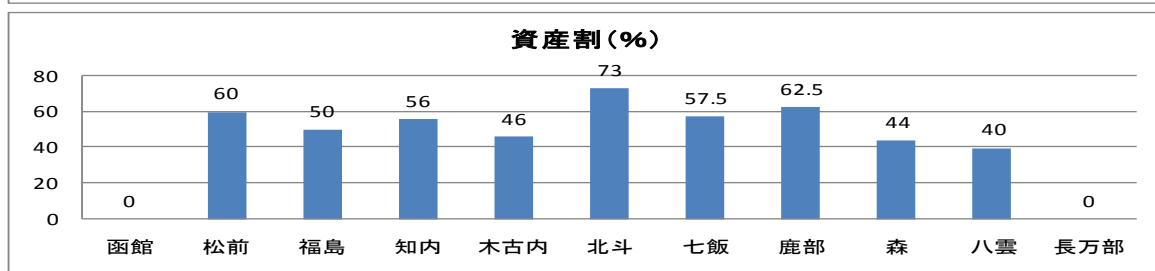
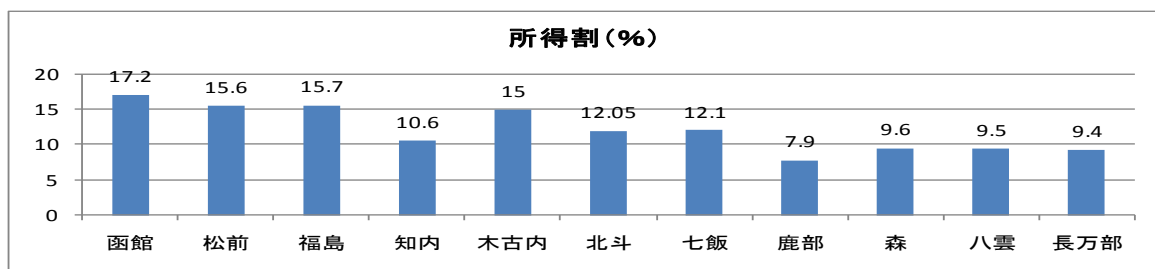


6 税率の比較

平成22年度の管内市町の税率は次のとおりです。函館市と長万部町は資産割を除く3方式であり、その他は4方式を採用しています。

●各市町村の税率比較(H22)・・・医療分+後期分+介護分

区分	函館	松前	福島	知内	木古内	北斗	七飯	鹿部	森	八雲	長万部
所得割	17.2	15.6	15.7	10.6	15	12.05	12.1	7.9	9.6	9.5	9.4
資産割	0	60	50	56	46	73	57.5	62.5	44	40	0
均等割	38,690	35,000	46,000	37,800	50,100	25,500	37,000	42,900	38,000	44,300	29,700
平等割	41,850	35,000	32,000	37,400	19,000	24,000	38,000	42,400	36,000	25,000	24,900
限度額	71	69	73	73	68	73	65	73	65	71	62



VI 改正を含めた考え方

1 財政推計の見通しから

Ⅲの3に掲げた不安定要素はありますが、推計では平成24年度末で約2,700万円の繰越金（黒字）が残るとの計算結果となりました。

平成20年度より多額の繰越額となっており税率引き下げの議論もあることから、可能な範囲で税率の低減を検討することとします。

2 改正にあたって参考となるべき課税標準等

（以下は、当初賦課における医療費分）

区分	課税標準額	税率	賦課額	備考
所得割	644,490千円	10%	64,449千円	550世帯
資産割	24,188千円	50%	12,094千円	531世帯
均等割		1人24,000円	44,088千円	1,837人
平等割		1世帯32,000円	30,704千円	1,029世帯
*月割、限度超過、7・5・2割軽減額等			△34,334千円	
差引当初賦課額			117,001千円	

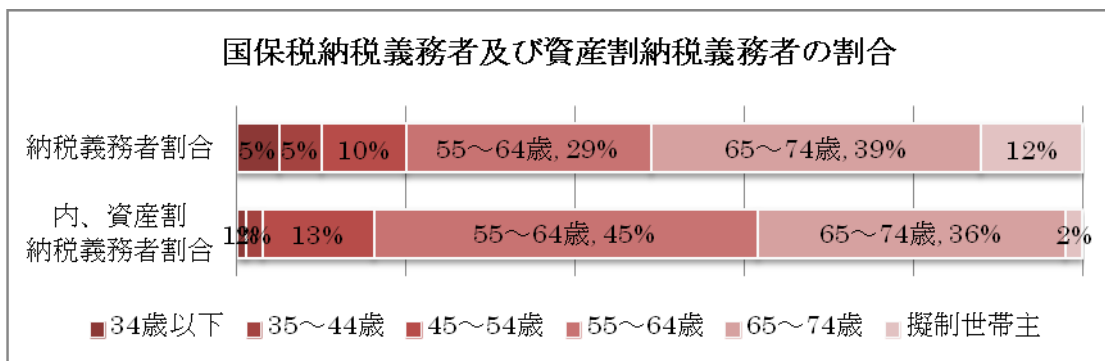
3 納税義務者の年代分布及び資産割納税義務者の年代分布

国保加入者の年齢は基本的に74歳までですが、納税義務者（世帯主）の年齢分布、さらには資産割納税義務者の年代分布を参考までに調査しました。

●国保税納税義務者及び資産割納税義務者の年代別割合（9月末現在）

区分	34歳以下	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	擬制世帯主	計
納税義務者	52	58	105	311	414	132	1,072
割合	5%	5%	10%	29%	39%	12%	100%
内、資産割納税義務者	5	9	56	193	154	8	425
割合	1%	2%	13%	45%	36%	2%	100%

※上記は世帯主での集計であり、世帯員である固定資産所有者は入っていない。



4 税率改正による影響等

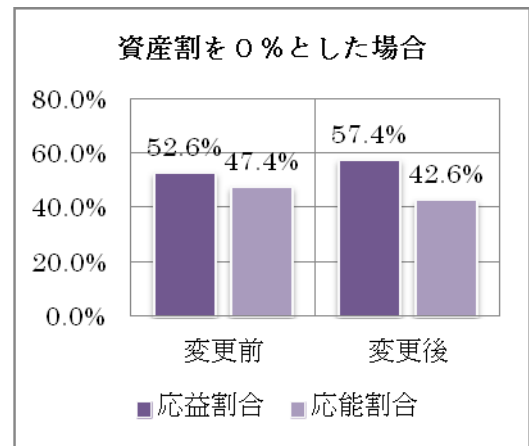
(1) 資産割を低減した場合（約半数の世帯が低減となる）

前ページの3の表で見ると、ある年代から資産割義務者が増える傾向にあり、55歳～64歳が45%で最も多く、65歳～74歳が36%と若干下がっていますが、これは相続との関係もあると推測できます。

その「資産割」については、現在固定資産税額の50%でこれを半分の25%とすると、年間600万円の減となり、H23、H24の2年で1,200万円。資産割を0%とすると、H24末で黒字の多くを支消することとなります。

また、資産割を減らす又は削る改正をした場合、応益・応能のバランス（許容範囲45%～55%）が崩れ、資産割を0%とした場合は応能割合が4.8%程度下がると推計されます。（右グラフ参照）

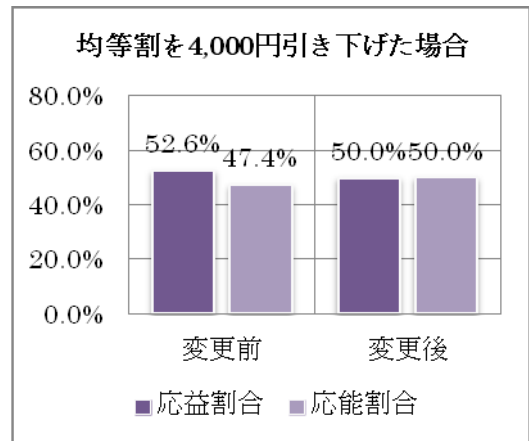
バランスが崩れたことによる特段のペナルティはないと言われてはいますが、特別事情分（いわゆる特特）の選定順序が見直しされる可能性もあります。



(2) 応益部分を低減した場合（全世界帯が低減となる）

10ページの税率比較で最も気にかかるのが均等割部分で、管内で2番目となっています。現在1人世帯で均等割と平等割の合計は78,000円で函館市を除いて管内2番目の高さです。

仮に、均等割を1人4,000円引下げると、 $4,000 \text{円} \times 1837 \text{人} \times 83\%$ （軽減率17%と設定） $\div 6,100$ 千円の減となり、この場合の応益・応能割合は50:50で法で示された割合となります。



(3) 法改正による税率改正（国基準等）

国は、将来的に国保の保険料（税）を被用者保険の負担と同等程度まで引き上げる意向であり、今後毎年のように限度額の引き上げを予定しています。

課税限度額については、当町は平成20年度以来国基準に準拠してきており、調整交付金の減額などいわゆるペナルティを避けるためにも、国基準に沿った改正が必要と思われます。

VII 税率改正等の方向性

1 今後想定される制度改正等

(1) 賦課限度額の改正

前ページ4の(3)のとおり、国は平成23年度にも限度額の改正を意図しており、この点について国は他保険と同様の改正を進めてくるものと思われま。す。
なお、平成23年度には合わせて4万円の限度額引き上げの情報があります。

(2) 後期高齢者医療制度の廃止

平成24年度限りで現制度を廃止し、平成25年度からは新高齢者制度として75歳以上の方も国保や被用者保険に加入するとの情報ですが、75歳以上の財源対応はこれまでどおりとの報道があることから、今後とも情報に留意しなければなりません。

2 税率改正の方向性とその条件

保険税の医療分、後期高齢支援分、介護分の合計で管内の税率等を比較した場合、均等割額が46,000円と木古内町に次いで第2位の高さとなっています。平等割額と合算すると78,000円と鹿部町に次いで第2位となっています。(函館市は資産割を課していないので比較対象外とします。)

また、平成23年度には国基準の限度額改正も予定されています。

公会計は収支均衡が理想的ですが、長期的な会計の運営を考慮した場合多少の黒字は良好といえます。しかし多額の黒字はその分納税者に負担を掛けていることにもなり、何らかの形で見直しが必要かと思われま。す。

これらのことから、前ページの4の(2)に着目し、全被保険者が公平に低減を受けられるよう、均等割部分の見直しを検討します。これによって、応益・応能割合のさらなる平準化を図ることにもつながります。

現段階の方向性としては、平成22年度後半の医療費に極端な伸びが出ないことを前提として、平成23年度から均等割額で4,000円の減額改正とします。減税額は年間約6,100千円ほどになりますが、その財源は国基準の改正による限度額の引き上げ分及び繰越金の範囲内で対応することとします。

改正の時期については、国基準の限度額改正が行われる時期に同時改正として検討することとします。

なお、税率の低減には医療費の抑制が課題となるため、各種検診受診率の向上や新種のワクチン接種の導入等、より一層の予防医療対策の強化が求められます。

また、国保会計においては今後とも財政推計を繰り返し行い、3年毎など適時・定期的な検討と見直しを行うことが必要です。